

公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年８月７日

鳥取市長 深澤 義彦

１ 業務の概要

（１）業務の名称

鳥取市下水道事業ウォーターＰＰＰ導入支援業務

（２）業務の内容

本業務は、鳥取市下水道事業に関し、「鳥取市下水道等におけるウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務」の結果を踏まえ、ウォーターＰＰＰレベル３．５（管理・更新一体マネジメント方式）の一体的な導入に向け、実施方針を作成するとともに、事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

なお、ウォーターＰＰＰレベル３．５の導入は令和１０年度からの開始を想定する。

（３）履行期間

契約締結日から令和１０年３月２４日まで

（４）予定価格

４８，１４４，０００円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

（５）入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を見積もった額とすること。

２ 入札参加資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）単独企業に関する要件

ア 政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

- イ 令和7年鳥取市告示第392号（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち営業種目を役務、細目を各種調査委託とする資格を有する者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格確認書等の提出期限までに改めて入札参加資格を付与されている者を除く。
- エ この公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
- （ア）資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
- a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- （イ）人的関係 次のいずれかに該当する関係
- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- （ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 （ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係
- カ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する者又は鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年1月17日施行）第3条に規定する者（以下「排除措置対象者」という。）でないこと。
- なお、排除措置対象者であるかどうかを所管の警察署に照会する場合がある。
- キ 本件調達の公告日から過去5年以内に、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）が発注した以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績、又は（ウ）の業務にかかる契約を元請けとして履行した実績を有していること。
- （ア）PPP／PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザリー業務
- （イ）上水道、下水道又は工業用水道等の事業計画等の策定業務
- （ウ）上水道、下水道又は工業用水道等にかかるPPP／PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザリー業務
- ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア 各構成員が(1)のアからカまでの全てに該当すること。
- イ (1)のキの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率が最大の者が代表者であること。
ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - ・ 目的
 - ・ 事業所の所在地
 - ・ 構成員の住所及び名称
 - ・ 代表者の権限
 - ・ 運営委員会
 - ・ 取引金融機関
 - ・ 利益金の配当の割合
 - ・ 権利義務の譲渡の制限
 - ・ 構成員の除名
 - ・ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
 - ・ 解散後の契約不適合責任
 - ・ その他必要な事項
 - ・ 名称
 - ・ 成立の時期及び解散の時期
 - ・ 代表者の名称
 - ・ 構成員の出資の割合
 - ・ 構成員の責任
 - ・ 決算
 - ・ 欠損金の負担の割合
 - ・ 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - ・ 解散後の著作権

3 契約担当部署

鳥取市下水道部下水道管理課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部署

〒680-0902

鳥取県鳥取市秋里903番地 鳥取市下水道庁舎1階

鳥取市下水道部下水道管理課

電話：0857-30-8386

電子メール：ges-kanri@city.tottori.lg.jp

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認書その他必要な書類を(1)の場所に令和8年8月21日(金)午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。

(5) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和8年8月21日（金）までの間に鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

この公告の日から令和8年8月21日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(6) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(7) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年9月8日（火）正午。ただし、郵便等により提出された入札書及び企画提案書等の受領期限は、同年9月7日（月）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ

(8) 企画提案説明会の開催日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和8年9月15日（火）午後2時（予定）

イ 場所

鳥取県鳥取市秋里903番地 鳥取市下水道庁舎3階中会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取市契約規則（昭和39年規則第3号 以下「契約規則」という。）第31条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約規則第32条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、「鳥取市下水道事業ウォーターPPP導入支援業務事業者選定委員会」を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とするところがある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び契約規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 手続における交渉の有無 無